



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流道管第1935号

平成30年 3月16日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 0 年 2 月 1 5 日 ・ 流監第 7 7 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部道路管理課	意見	調定事務については、定期監査時の歳入執行状況の提出資料により、初めて未調定であることがわかり、その時点で調定票を起票する事例が散見された。担当職員はもちろんのこと全職員が再発防止策を講じるとともに、チェックシートを作成するなど厳正なチェック体制を構築されたい。(行政財産使用料、総務費雑入)	調定事務のうち、年度当初に起票するものについては、一覧表を作成し、起票漏れがないようチェックするように改めました。
	指摘 (1)	契約保証金を免除しているものの、契約保証金に係る条項が契約書になかった。独自の契約書を使用する場合には条項等を確認するとともに、規則等に基づく適正な契約事務を執行されたい。	当課全ての契約書を点検したところ、指摘 1 点の契約書が独自形式でした。双方の契約書に「契約保証金を免除」する旨、加筆修正しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。